

1. 策定の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防と継続的な開館・事業実施の両立を図っていくにあたって、堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺）が提供するサービスの場面ごとに、具体的な感染予防を検討し実践するため、本ガイドライン等を作成する。

2. 基本方針

○必要な感染拡大防止対策を講じたうえで、開館を維持・継続する。

大ホールの他各室の特徴や公演等の規模・態様等を考慮した対策を講じて開館を可能な限り継続することとし、その具体的対策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会・令和2年5月14日策定、令和2年9月18日改定）」及び「感染拡大予防にかかる標準的対策（大阪府・令和2年5月策定）」を踏まえ策定する。

ただし、政府による緊急事態宣言の発令に伴う大阪府知事による施設の使用制限の要請や堺市からの要請があった場合は臨時休館とし、大阪府下における感染拡大状況を鑑みながら、大小ホール他その他各室の利用を制限または緩和する等、時点に即した対応をすることとする。

○来館者（公演を鑑賞等するために来場する者（来場者）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演関係者））の安全を確保する。

利用者を含むすべての来館者の安全を確保するため、必要な感染防止対策を実施する。

感染防止対策の実施にあたっては、フェニーチェ堺の職員をはじめ、施設運営に関する委託業務従事者、公演関係者、来場者等が相互に協力して新型コロナウイルス感染症予防に徹底的に取り組むことを要請する。

公演・イベント等において、感染防止対策が十分でないと判断した場合は使用を制限することとする。

○職員（施設の管理・運営に従事する者）の安全を確保する。

継続的な開館運営を担う職員及び施設運営に関する業務委託事業従事者（以下「職員等」）の安全確保のため、必要な感染防止対策を講じる。

職員等に感染者が発生した場合は、保健所等の指導に従い、臨時休館など必要な措置を行うこととする。

3. 管理運営方針・役割分担

新型コロナウイルス感染症対策及び継続的な運営を実施するために、各部門の方針を以下のとおり定め、各担当チームがその業務を担う。

○広報営業部門

お客様に安心して来場できる施設だと思っていただけるよう、分かりやすく迅速な情報発信、情報提供をめざします。

- 館内の啓発表示の実施
- HP等での情報発信
- 関係者間の正確な情報共有

○事業企画部門

出演者等をはじめ、舞台関係者、ホールの各スタッフ、来場者等の全員が協力し、ともに感染防止の対策を行いながら、公演事業を実施します

- スタッフと来場者の感染防止リスクの排除を徹底します
- 開場前から休憩時間、退場時まで導線を踏まえた3密を防ぐため対応を徹底します。
- 出演者及び関係者の感染防止リスクの排除を徹底します

○舞台技術部門

舞台設営・撤去、舞台運営において、公演主催者等と協力して、感染リスクの排除の徹底に努めます。

- 作業場における感染リスクの排除を徹底します
- ホール備品・機材等の消毒・除菌を徹底します
- 公演主催者の協力を得て感染防止に努めます

○貸館・管理部門

(1) 貸館業務

利用者の意向等の把握に努めながら適切な予防対策を促し、利用者が最終的に納得して利用できることをめざします。

- 貸館条件の設定（運営規則第7条第2項）
- 利用による感染リスク回避のための利用自粛に対する救済措置の設定
- 感染状況に応じた段階的な条件緩和
- 対面業務（申請受付、支払い、利用打ち合わせ、利用現場対応等）での感染防止対策
- 対策に係る備品、消耗品の検討、購入、管理
(消毒液、体温計、マスク、透明シート etc.)

(2) 施設管理業務

機械設備の運用（換気管理、自動ドアの運用、温湿度管理など）を環境に応じた的確に実施し、感染防止に努めると共に、熱中症対策や不快な環境にならないよう、配慮した機械運転をめざします。

- 機械換気設備の運転監視
- 共用部（休憩スペース）の限定
- 清掃場所、頻度、消毒等、必要事項の徹底

○職員体制の方針

- (1) 本ガイドラインに定めた感染防止対策が実行できるよう周知徹底します。
- (2) 執務エリアでの密集を避けるため、在宅勤務や時差出勤などジョブローテーションを工夫します。
- (3) 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置にするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努めます。
- (4) 執務エリアでの事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品等の消毒を定期的に行い必要箇所に手指消毒用消毒液を設置します。
- (5) ユニフォームや作業着はこまめに洗濯します。
- (6) 公演や貸館業務に直接関与しない職員は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えます。
- (7) 自己の健康管理を徹底するとともに、発熱等体調不良時には「出勤しない・させない」をスタッフ全員に徹底します。
職務の実施体制を維持するため、必要に応じて臨機に対応できるようチーム間の協力体制を構築します。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合は、速やかに堺市に報告します。

4. 各フェーズの基本的対応

今後も感染拡大・縮小に伴って、緊急事態宣言、休館要請、自粛要請など、国及び大阪府が定める各フェーズに移行することが想定されることから、新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法第24条、第45条に基づく要請等に応じて、基本的対応及び対策を決定・共有することとする。

【想定される要請項目】

- ・ホール等の収容率の低減
- ・時差出勤、テレワーク等
- ・イベントの自粛
- ・類似施設でクラスター発生時の対応 など

5. リスク評価

堺市民芸術文化ホールにおいて、提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である「接触感染」と「飛沫感染」のそれぞれについて、職員や顧客等の導線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することとする。

【評価点】

- ・「接触感染」のリスク評価
他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する など
- ・「飛沫感染」のリスク評価
換気の状態を考慮、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか など

(1) 施設管理・貸館業務

施設管理におけるリスク評価は、以下のとおり。

館内施設	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
共通項目	各室共通で、利用者等が高頻度に接触することにより感染リスクがあるもの 【飛沫感染リスク・密状態】 各ホール及び諸室の定員、又はそれに近い人員を収容する場合、待合、入退場時、休憩時間等において観客、参加者等が密な状況になる。 【共有・高頻度接触部位】 ・テーブル ・椅子の背もたれ ・ドアノブ ・電気スイッチ ・タクシー無線機 ・ゴミ箱 ・エレベーター ・階段手摺
大ホール	密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 密集・密接（来場者数による。席が可動式ではない） 座席・ひじ掛け、ドア、トイレなど共通利用による接触 【共有・高頻度接触部位】 クローク、もぎり、プログラム配布、ピアノ、マイク
小ホール	密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 密集・密接（来場者数による。席が可動式ではない） 座席・ひじ掛け、ドア、トイレなど共通利用による接触 【共有・高頻度接触部位】 もぎり、プログラム配布、ピアノ、マイク
大スタジオ	密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 密集・密接（利用者数による、適度の間隔を開けて席が配置可能） ドア、トイレ、可動式壁面など共用箇所による接触 【共有・高頻度接触部位】 もぎり、プログラム配布、館内内線電話
文化交流室 ABC	密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 密集・密接（利用者数による、密接を避ける配置が可能） 机、いす、マイクその他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・パントリー、ロッカー、館内内線電話
多目的室	密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 密集・密接（利用者数による、密接を避ける配置が可能） 机、いす、マイク、ピアノその他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・更衣室、ロッカー、館内内線電話
小スタジオ ABC	密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 密集・密接（利用者数による、密接を避ける配置が可能） 机、いす、マイク、ピアノその他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・更衣室、ロッカー、館内内線電話
交流・創作ガレリア	密集・密接（利用者数による） トイレ、ベンチ、机・椅子などの共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・エレベーター
ホワイエ	密集・密接（利用者数による） トイレ、ベンチ、机・椅子などの共用備品による接触 入退場時の混雑による密接・密集状態の発生 休憩時間時のトイレ待ちその他、密集・密接状態の発生 公演前後のサイン会、物販、公演者による終演後の見送り等による密集・密接状態の発生 【共有・高頻度接触部位】 ・エレベーター ・エスカレーター ・階段手摺 ・ビュッフェ、ハイテーブル

楽屋スペース	密集・密接（利用者数による） トイレ、ベンチ、机・椅子などの共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・シャワー室 ・給湯室 ・洗濯室
舞台・調光室・音響室・映写室、サブルーム	ホール備品・機材等について ・イス、ピアノ、マイクなど ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む） ・インカム、トランシーバー ・マイク
エントランスロビー等	配架台、自動販売機、ベンチ、授乳室、救護室、託児室、ロッカー、イス、テーブル、フェニーチェ堺・模型ケース 公演前後の待合等による密集・密接状態の発生 【共有・高頻度接触部位】 ・階段手摺 ・タクシー無線機 ・ゴミ箱 ・エレベーター ・チラシラック（配架チラシ）
ケータリングサービス	【接触感染】容器、金銭の受渡による感染リスク 【飛沫感染】楽屋等での複数人による会食による感染リスク
トイレ	公演前後・休憩時間時のトイレ待ちによる密集・密接状態の発生 多目的トイレ、和式 ごみ箱、便座、ボタン類
受付・案内	チケット・現金の受渡しや受付業務など対面形式での対応による飛沫・接触 【共有・高頻度接触部位】 ・受付カウンター ・施設パンフの配布 ・現金

※フェニーチェ堺の換気について、窓を開け放つことはできないが、強制的な機械換気が可能であり、密閉空間を回避することができる。

(2) 公演事業

事業規模・内容	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
鑑賞事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールを通常使用した場合、固定席のために3密状態になりやすい ・ホール公演の来場者は名簿がないため、クラスター化した場合に、感染ルートが追えなくなる ・大スタジオ等を使用した場合、ワークショップや体験型事業などの中には内容によって、密着度が高く、接触リスクが上がるものがある。 ・歌唱を伴う公演などにおいては、最前列付近に飛沫感染のリスクが伴う ・スタッフからお客様へのチケットのもぎりや配付物の手渡しに接触感染のリスクが伴う ・客席における大声（歓声、声援、唱和等）による飛沫感染
創造発表	
普及育成	
賑わい創出（翁橋公園）	<ul style="list-style-type: none"> ・無料イベントなど不特定多数の来場が多く、クラスター化した際の感染ルートの確認が困難 ・飲食を伴うイベントの場合、食品の保全などの感染対策
諸室活用	<ul style="list-style-type: none"> ・諸室等を使用した場合、ワークショップや体験型事業などの中には内容によって、密着度が高く、接触リスクが上がるものがある。

(3) 舞台準備・運営・撤去

事業規模・内容	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
ホール備品・機材等について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や出演者など不特定多数が利用する備品（イス、ピアノ、マイクなど） ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む） ・その他の機材（持ち込み機材含む） ・備品の転換時等の密集、密接 ・インカム、トランシーバーの共有

舞台・舞台裏	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル、本番における出演者、関係者間の感染リスク ・舞台裏における密集・密接状況の発生 ・舞台上から客席（最前列の席など）への飛沫感染
楽屋スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者、関係者間の感染リスク
楽屋でのケータリングサービス	<ul style="list-style-type: none"> 【接触感染】容器、金銭の受渡による感染リスク 【飛沫感染】楽屋等での複数人による会食による感染リスク

(4) レストラン・ビュッフェ営業

運営・対応	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
レストラン	<ul style="list-style-type: none"> 【接触感染】カウンター、テーブル、椅子 等 【飛沫感染】接客、利用者による談笑、こぼし等 ※対策は、飲食店等における感染防止のためのガイドラインによる
ビュッフェ	<ul style="list-style-type: none"> 【接触感染】カウンター、テーブル、等 【飛沫感染】接客、利用者による談笑、こぼし等 ※休憩時等に集中することによる密集、密接 ※利用者の密集を避けるためのスペースが不十分

(5) 集客施設としてのリスク評価・地域におけるリスク評価

「接触感染」及び「飛沫感染」によるリスク評価のほか、以下のリスク評価を行う。

□集客施設としてのリスク評価

公演等の開催にあたっては、大規模な人数の移動、府域を超えた移動、施設内での入退場時に長時間滞留せず人と人との距離が確保できるのか等について、事業ごとに検証する。

□地域におけるリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価。→大阪府下において感染者（経路不明）が増加傾向にある場合（堺シグナルの発令等）、状況に応じた注意喚起及び防止対策を実施する。

(6) 来場者等の救急対応

来場者等が体調の急変により救急対応が必要な場合においては、新型コロナウイルス感染症によるものか判別できないが、対応する必要がある。

6. 感染防止対策

(1) 管理運営上の共通対策

【接触感染対策】

- ・清掃、消毒作業について、市販されている「界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤」を用いて清掃することとする。
- ・清掃は、原則、エントランス等共有スペースでは1日に1回とし、消毒清掃の作業箇所及び頻度は、利用状況に応じ複数回、大ホールをはじめ各室では利用毎にそれぞれ行うこととする。
- ・清掃、消毒作業は、清掃業務委託事業者等が行うこととする。

【飛沫感染対策】

- ・「3つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場所）の3つの条件がある場では、感染を拡

大させるリスクが高く、こうした環境の発生を極力防止することとし、従事者だけでなく公演関係者、来場者が相互に感染防止に協力するよう要請する。

・感染症予防に関する啓発・周知

施設の利用にあたって、注意すべき内容を周知するため、来場前にホームページ等でお知らせするとともに、貸館利用者への感染防止対策をまとめた資料の配布、音声による来場者への注意喚起や、施設各所に適切な啓発ポスター等を貼付するなど、来場者に協力を求める。

(主な周知内容)

「3つの密」の回避、マスクの着用、咳エチケット、手指の消毒、発熱等有症状者の来館自粛、大声の発声の禁止、ソーシャルディスタンスの維持 など

【集団クラスター防止対策】

- ・主催者による参加者名簿の作成（事前予約、入場時の連絡先の確認など）
- ・「大阪コロナ追跡システム」のQRコードを提示し、来場者に対しQRコードへの入力要請を行うこと

※「大阪コロナ追跡システム」とは、不特定多数の人が集まる飲食店舗・集客施設等において感染者が発生したときに備え、QRコードを活用して、大阪府がイベント参加者や店舗棟利用者の連絡先を把握し、感染者発生時に迅速に連絡を行うことによって、感染拡大を防ぐためのシステム。

【共通対策】

人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンスの確保 ・参加者名簿の作成、又は「大阪コロナ追跡システム」の導入
入口及び施設内の手指の消毒設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・出入り口等、共用部分への消毒液の設置
マスクの着用（従事者及び来館者に対する周知）	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者のマスク着用の徹底 ・来館者へのマスク着用の徹底
その他、手洗い、咳エチケット等の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、イスの一部撤去 ・エレベーターの人数制御 ・階段利用の推奨
感染防止のための来館者のチェック（発熱又は風邪の症状がある方の入場制限）	<ul style="list-style-type: none"> ・熱は軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける ・来館時の体温チェックを実施する（発熱者を体温計やサーモグラフィなどで特定） ・体調不良者、発熱者への入館辞退を働きかける ・チケット払戻など、当日入場できなかった来館者への対応を規定する ・国及び大阪府等からの要請や感染状況等に応じて、不要不急の来館の自粛、長時間にわたる共用部分での滞在などを制限する

【大阪府への事前相談】

○令和2年9月19日から令和2年11月30日（令和3年2月末日まで延長【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長・令和2年11月12日付通知】）までに実施する事業（貸館による公演・イベントの開催を含む。）について、全国的な移動を伴うイベント、又は参加者が1000人を超えるようなイベント実施にあたっては、主催者（貸館の場合は主催団体等）が大阪府への事前相談のうえ実施することを徹底する。

※参考

堺市新型コロナウイルス対策本部会議通知（令和2年7月14日付危管第372号）及び大阪府政策企画部危機管理室長通知（令和2年7月9日付災対第1411号）

* 相談窓口【06-4397-3293（大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ）】

※感染防止宣言ステッカーについて（令和2年7月5日で登録）

来館者に感染防止ガイドラインに基づき対策を実施していることをお知らせするため、7月5日付で大阪府の本制度に登録。「感染防止宣言ステッカー」を受付窓口にて掲示。

本制度は、大阪府が感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るため、業種ごとに定められた「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」を遵守している事業者を対象に「感染防止宣言ステッカー」を発行。

(2) 施設における対策

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知（令和2年5月25日付）「移行期間における都道府県の対応について」（以下「政府通知」）に基づいて、段階的に施設利用に関する制限を緩和することとし、改めて通知等があった場合は、その内容に応じて適宜・的確に対応する。

【政府通知による段階的緩和の目安】

移行期間	期 間	屋内施設におけるイベント・人数上限 ※コンサート等の留意事項
ステップ1	5月25日～ 6月18日	収容率50%又は100人 ※密閉空間での大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないものは慎重な対応が必要。管楽器にも注意
ステップ2	6月19日～ 7月9日	収容率50%又は1000人 ※密閉空間での大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないものは慎重な対応が必要。管楽器にも注意
ステップ3	7月10日～ 7月31日	収容率50%又は5000人 ※密閉空間で大声を発する者等は、厳格なガイドラインに寄る対応
ステップ3の 継続	8月1日～ 8月31日	収容率50%又は5000人 ※密閉空間で大声を発する者等は、厳格なガイドラインに寄る対応 ※内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長・令和2年7月23日付事務連絡「8月1日以降における催物制限等について」により、イベント開催制限を8月末まで維持することが示された。
一定の条件のもとでの 制限緩和	9月19日～ 11月末(※) 令和3年2 月末日まで 延長	○「大声での歓声・声援がないことが前提のイベント」 収容率100%以内での開催 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。 ○「大声での歓声・声援が想定されるイベント」 収容率50%以内での開催

※全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和2年5月14日策定、令和2年9月18日改定)改定の動向を注視しながら、人数上限を緩和又は強化する。

※内閣府新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和2年9月11日開催)において、令和2年9月19日から令和2年11月末までの対応として、「新しい生活様式の定着」「業種別ガイドラインの遵守」を前提に一定の条件のもと収容率の制限緩和の考え方が示されたもの。

「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)により、令和3年2月末まで、同制限緩和の考え方を延長。

※上記の対応は、国が示す「ステージⅠ」及び「ステージⅡ」相当の感染状況において、収容率等の制限を緩和したものであり、都道府県ごとに「ステージⅢ」相当以上と判断された場合には、イベントの人数制限をもとに戻すことも含め、慎重な対応が求められている。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(令和2年8月7日開催)

ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 ・3密環境などリスクの高い場所でクラスターがたびたび発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷の増大
ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ・ステージⅡと比べてクラスターが広範に発生するなど、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況
ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

	<ul style="list-style-type: none">・病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生しはじめ、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況
--	--

【各施設の防止対策】

館内施設	防止対策				
施設共通	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況、内容、形態、人数の把握 ・余裕を持ったスケジュール設定（時間差入場、トイレ混雑の緩和等） ・館内各所への消毒液の設置 ・清掃委託業者による各室利用毎にドアノブ、机・椅子等の次亜塩素酸水によるふき取り作業の実施 ・啓発チラシ等の掲示、館内アナウンス放送による注意喚起 ・各室内で飲食を伴う場合の貸出制限 ただし、「対面ではなく」「会話を控える」等の対策を講じるのであれば、食事をとることを妨げるものではない。大ホール及び小ホールの客席内での飲食は、これまでどおり禁止。 ・エントランス、楽屋口に来館者の検温のための「AI 体温測定顔認証端末（以下「フェイス・フォー」と表記）」等を常設。 ・導入した非接触型体温計、「体表温度スクリーニングシステム」及び「フェイス・フォー」について、当館主催事業と重ならない限り、貸館時に必要に応じて貸し出すことができる。（不特定多数が来場する催しを中心に、大ホール、小ホール、大スタジオ、文化交流室（3室一体利用時）利用者を対象とする。） 				
大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・政府通知に基づく制限目安値は、以下のとおり <input type="checkbox"/>ステップ1 6月2日開館～6月18日 100人 <input type="checkbox"/>ステップ2 6月19日～7月10日 1000人 <input type="checkbox"/>ステップ3 7月10日～7月31日 1000人 <input type="checkbox"/>8月1日～9月18日 1000人 <input type="checkbox"/>9月19日～11月30日（令和3年2月末日まで延長） <table border="1" data-bbox="495 786 2033 1038"> <tr> <td data-bbox="495 786 958 850">1000席（収容率50%）</td> <td data-bbox="958 786 2033 850">大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 850 958 1038">2000席（収容率100%） ※但し、1、2階席のみの利用の場合は1428席</td> <td data-bbox="958 850 2033 1038">大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプションによる必要箇所の随時消毒清掃 ・次亜塩素酸水の噴霧によるホール内施設の消毒 ・主催者による入場時のサーモグラフィによる検温の実施 ・主催者によるマスク着用の徹底、入場時の手指消毒、こまめな手洗い、不必要な会話を控えること、ソーシャルディスタンスを維持（最低1m以上）すること等、来場者への呼びかけと個別注意の実施（エントランス、ホワイエ、会場内） ※1000人以上が参加する催しを実施する場合は、大阪府への事前相談が必須となる。 	1000席（収容率50%）	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	2000席（収容率100%） ※但し、1、2階席のみの利用の場合は1428席	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。
1000席（収容率50%）	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等				
2000席（収容率100%） ※但し、1、2階席のみの利用の場合は1428席	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。				
小ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・政府通知に基づく制限目安値は、以下のとおり <input type="checkbox"/>ステップ1 6月2日開館～6月18日 100人 <input type="checkbox"/>ステップ2 6月19日～7月10日 156人 <input type="checkbox"/>ステップ3 7月10日～7月31日 156人 <input type="checkbox"/>8月1日～9月18日 156人 <input type="checkbox"/>9月19日～11月30日（令和3年2月末日まで延長） 				

	156 席 (収容率 50%)	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等
	312 席 (収容率 100%)	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・レセプションによる必要箇所の随時消毒清掃 ・次亜塩素酸水の噴霧によるホール内施設の消毒 ・主催者による入場時のフェイス・フォーによる検温の実施、 ・主催者によるマスク着用の徹底、入場時の手指消毒、こまめな手洗い、不必要な会話を控えること、ソーシャルディスタンスを維持 (最低 1m 以上) すること等、来場者への呼びかけと個別注意の実施 (エントランス、ホワイエ、会場内) 		
大スタジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 72 名 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、220 名まで利用可能。 ・24 時間換気 	
文化交流室 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 17 名 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、40 名まで利用可能 ・24 時間換気 ・パントリーの共有不可 	
文化交流室 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 23 名 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、60 名まで利用可能 ・24 時間換気 ・パントリーの共有不可 	
文化交流室 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 17 名 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、40 名まで利用可能 ・24 時間換気 ・パントリーの共有不可 	
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 41 名 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、120 名まで利用可能 ・24 時間換気 ・更衣室の共有不可 	

小スタジオ A	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 4名（従来の利用人数目安6名） ・24時間換気 ・飛沫感染防止パーテーション（透明フィルムの衝立）設置
小スタジオ B	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 9名（従来の利用人数目安12名） ・24時間換気 ・飛沫感染防止パーテーション（透明フィルムの衝立）設置
小スタジオ C	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 15名（従来の利用人数目安21名） ・24時間換気 ・飛沫感染防止パーテーション（透明フィルムの衝立）設置 ・更衣室の共有不可
交流・創作ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・対面となるテーブルは撤去及び使用制限
ホワイエ	<ul style="list-style-type: none"> ・イスの一部撤去、ベンチの一部利用制限（ソーシャルディスタンスの啓発） ・エレベーターの人数制御（エレベーター、エスカレーター前に消毒液を設置） ・階段利用の推奨 ・クロークの利用制限（必要最小限の運用として大型荷物のみ預かりとする）
楽屋スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯室、シャワー室、洗濯室の利用制限 ・各楽屋における利用人数を設定
共用スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・対面となるテーブルは撤去
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が接触する部位の消毒清掃 ・トイレの蓋を占めて汚物を流すよう表示 ・和式トイレの使用禁止 ・ハンドドライヤーの停止、代替えとしてペーパータオルの設置、個人のハンカチ等利用の推奨 ・非接触型ソープディスペンサーの設置
受付・案内	<ul style="list-style-type: none"> ・受付カウンターでの待ちスペースでの十分な間隔（最低1m）を示すマーキング ・受付案内を、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽 ・手洗いや手指消毒の徹底

※客席の配置（収容率）について

○「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）、及び「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）により示された、人数上限の目安について、大阪府下における感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、「来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演」は、本ガイドラインに示す感染症対策を総合的に応じたうえで、収容定員までの配席数（100%以内 最前列席の取扱いは下記参照）とすることは可能とする。

※客席の最前列は、舞台端から十分な距離をとることとし、最低でも水平距離で2m以上設けること。それが困難な場合はフェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じること。

○上記以外の公演については、マスク着用と発生の抑制の周知及び主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じたうえで原則として収容率を50%以内とする。ただし異なるグループ間では座席を1席開けるが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔を空ける措置は不要とする。（50%を超えることもありうる。）

○高齢者や持病のある方が多数来場することが見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討することが必要。

○隣同士の配席とする際には、座席のひじ掛けの使用について、原則、原則として右に統一するように要請すること

○個々の公演の内容等により、感染症対策の必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインを遵守すること

【例示】

- ・クラシック音楽公演運営推進協議会
「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・緊急事態舞台芸術ネットワーク
「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・一般社団法人全日本合唱連盟
「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」

※楽屋スペースにおける利用人数

【楽屋スペース】

大ホール・特別楽屋1・2	3名まで	小ホール・楽屋A・B	3名まで
大ホール・楽屋1・2	3名まで	小ホール・楽屋C・D	9名まで
大ホール・楽屋3・4	12名まで	大スタジオ・楽屋1	7名まで
大ホール・楽屋5・6	7名まで	大スタジオ・楽屋2	6名まで
大ホール・楽屋7	14名まで		
大ホール・楽屋8・9	9名まで		
大ホール・楽屋8・9	9名まで		
大ホール・控室1	10名まで		
大ホール・控室2	5名まで		

(3) 事業実施における対策

「政府通知」に基づいて、段階的に事業開催に関する制限を緩和することとし、改めて通知等があった場合は、その内容に応じて適宜・的確に対応する。

【施設管理・貸館における対策】

対策項目	具体的対策（案）
人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2m、最低でも1mを目安に）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模を見直し、対人距離を確保する ・座席間隔を確保、明示 ・演目、演出等との調整の上、演者との距離が近いホール前方客席の利用を制限
感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）	<ul style="list-style-type: none"> ・床面に目安のテープ ・時間差の入場案内 ・「利用にあたっての感染防止策チェックリスト」を作成し、利用者に対策実施を促す ・長時間連続の利用を自粛してもらう など
感染防止のための入場者の特定（発熱又はその他の感冒様症状を呈している人の入場制限）	<ul style="list-style-type: none"> ・熱は軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける ・発熱者を体温計などで特定し入場を制限する。（体表温度スクリーニングシステム及びAI 体温測定顔認証端末の導入、非接触型体温計の活用） ・入場者等の名簿を適正に管理 （可能な範囲で公演関係者、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1月間）保持。また名簿等が必要に応じて保健所等の公的機関に提供されることを事前に周知。個人情報の適切な収集・管理・廃棄） ・大阪コロナ追跡システムの活用
交流・創作ギャラリー、ホワイエなど開放スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時に一度に集まらないようアナウンス、貼紙の掲示 ・対面となるテーブルは撤去 ・共有物品（椅子等）は、定期的に消毒する ・サイン会、出演者との写真撮影の禁止 ・物販は開放スペースでは禁止。ただし、入場制限、入場者の把握を可能とする諸室における物販については、必要な感染症対策を講じることを前提として可能とする。
施設入口及び施設内の手指の消毒設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設出入口付近及び各諸室共用部に消毒液の設置
マスクの着用（職員及び入場者に対する周知）	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者のマスク着用を徹底し、入場者には掲示物等で着用を周知 ・会話を控えるよう呼びかけ、大声を発生する者への個別注意の実施 <p>※各ホール及び諸室を、収容率100%で使用する場合は必須条件</p>

【貸館打合せ時に感染症対策として要請する内容】

下表の対策を主催者に要請。実施が困難な場合には代替案を検討するなど感染症対策を実施する。

※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があり、事業規模（入場者数など）に対して、密集状態を回避できない、以下の感染症対策が実施できないと判断した場合は当館から事業規模縮小を要請し、なお改善できない場合は、管理運営上の支障をきたすものとして使用の許可を取り消すことがあります。

【例示】

- ・全員のマスク着用が徹底できない（フェイスシールド可）
- ・参加者を把握できない、又は大阪コロナ追跡システムを推奨しない
- ・十分な入場時間、休憩時間が確保できない

対策項目	具体的対策（案）
観客・来場者へのマスク着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者全員にマスク着用を徹底 ・マスクを着けていない来館者への配布用マスクを準備
事業規模、内容・演出の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台上の人数目安、舞台裏の密集・密接の防止 ・出演者と客席の間隔を確保、最前列からの客席使用制限・客席の空き間隔を確保し、収容率を50%とする場合、客席は前後左右を空けた市松模様状として使用する。
入退場時の整理 1	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努める。また来場者に対して感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知 ・トイレ付近、もぎり場所等、床面に目安のテープの貼付、表示板の設置 ・開場時間を通常より長く設定（1時間程度）し、入場時の密を避ける対策 ・時間差入場などの対策 ・対面となる椅子や機の配置を避ける
入退場時の整理 2 スタッフとお客様との接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの従事前の検温を実施 ・入場時の検温、発熱者の入場制限の実施（事前予約により非接触型体温計の貸出は可能） ・チケット払戻など、入場制限者への対応の規定 ・入場者の名簿作成、大阪コロナ追跡システムへの登録 ・「もぎり」は、原則としてお客様自身で行うこと ・プログラムやちらしの配付は手渡しせず、あらかじめ定めた場所に配布する。 ・フェイスシールドの活用
休憩時間の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ混雑緩和のためのアナウンスの実施 ・ホワイエにおけるマスク着用の徹底、大声での会話の禁止、飲食しながらの会話を控えること など
出演者とお客様との接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者との写真撮影会、サイン会、物販の禁止 ・声援をあおる、客を舞台に上げるなどの演出禁止 ・全体合唱、発声によるアンコールの禁止 ・出演者とお客様との面会の禁止（楽屋スペースへの出入り、出待ちを含む）。 ・出演者によるあいさつ時間の短縮 など
スケジュール調整	<ul style="list-style-type: none"> ・仕込み、リハーサル、撤去に十分な時間を確保し、密な空間の防止に努める ・入退場時に十分な時間を確保する ・休憩時間を十分に確保し、トイレ使用時の混雑を避ける
消毒液の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者に「もぎり付近」「楽屋スペース」での消毒液の設置を要請（共用部、舞台付近は、フェニーチェ堺で設置している）
出演者・関係者の感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・体調管理、入館時の検温の実施 ・体調不良者に作業をさせないことの徹底 ・感染判明時の連絡体制の確保 ・マスクの着用（主催者による予備マスクの準備） ・手洗い、手指消毒の徹底 ・練習・稽古、仕込み・撤去等においても十分な感染防止対策の実施
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント後の打ち上げ等での密集回避を呼びかけ ・1000人以上の公演・イベントを実施する場合、公共交通機関、飲食店等の分散利用について注意喚起を実施

【主催・共催公演における対策（上記以外に）】

対策項目	具体的対策（案）
入場時の検温	<ul style="list-style-type: none"> ・サーモグラフィ及び非接触型体温計による来場者への体温チェックを実施（発熱が疑われる来場者は個別に体温計で再検温） ・発熱者には入場を控えていただくとともに払戻対応
スタッフとお客様との接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・QRコードによるアンケートの後日WEB回答の導入 ・クロークの使用不可 ・ひざ掛けの貸出不可（チャイルドクッションは可）
収容人数の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・公演により、3密を回避するための収容人数の調整や、セーフティシート（大ホール3階席・4階席など）を設置 ・政府等の要請に応じて、段階的に緩和・拡充することとする。
休憩時間の十分な確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・幕間の休憩時間は、出演者等と調整の上、原則として20分以上を確保（トイレ等が3密にならないように十分な時間を確保。場合によっては回数の増）
感染防止のための退出者の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・終演時にお客様同士が対向しないよう退席できるようエリア、列毎の退出、2階空中歩廊の活用を検討するなど、3密にならない工夫をする。 ・3密防止のため、演目やアンコール曲名については、ホワイエ等に貼りださず、ホームページに掲載する。
鑑賞時のマナー徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・配付物や影アナにて、「常時マスクの着用、トイレ混雑時のソーシャルディスタンスの確保、間隔を空けた配席、大きな声での声援・会話の抑止など」を徹底する。
使用施設、備品関係の消毒清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・終演後、ホール座席や楽屋、使用備品の諸毒清掃を実施する。

(4) 舞台準備・運営・撤去における対策

運営・対応	具体的対策
ホール備品・機材等について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や出演者など不特定多数の人が触る備品（イス、ピアノ、マイクなど）は、手袋の着用または使用後に消毒作業を行う ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む）の使用前もしくは使用後に消毒してから作業する ・使用した機材の除菌 ・備品の転換等は利用者にはさせず、スタッフで行う ・インカム、トランシーバーは自分専用の物を使用：増員スタッフ等に貸し出すときは使用前後の消毒作業を徹底する
マイク使用について	<ul style="list-style-type: none"> ・除菌の徹底：舞台袖に常備し使用するごとに除菌 ・使い回しの禁止：基本的に使い回しではなく1人1本固定 ・手渡しの禁止：マイク置き台等を活用しスタッフから利用者への手渡しを極力無くす
調光室、音響室、映写室について	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り利用者を限定する ・こまめに部屋や機材の除菌を行う ・喚起の徹底：窓の開放、本番時以外は出入口の扉も開ける等 ・外部業者の使用制限
舞台上及び舞台裏について	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台関係各分野における全国組織が作成する感染拡大防止ガイドライン等に基づく対策を実施。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用の徹底 ・手袋着用 ・持ち込み機材にはなるべく触れない ・防災上又はセキュリティ上、支障のない範囲で扉や窓を開放し換気を心掛ける ・スタッフジャンパーなど、洗濯や除菌をまめにする心掛ける ・出勤時の検温 ・スチール、録画録音など各業者の入館リスト、体調の把握

(5) ビュッフェ営業、ケータリングサービス利用時における対策

運営・対応	具体的対策
ビュッフェ	<ul style="list-style-type: none"> ・運営者又は清掃委託業者によるカウンター、テーブル、椅子等の清掃消毒作業 ・接客 ビニールカーテンの設置、フェースガードの着用 等 ・多人数での利用を制限 ・休憩時等に密集状態が発生しないよう分散利用を促すとともに、家族等の1集団と多数団との距離が十分な間隔(1m以上)となるよう呼びかけを行う。
ケータリングサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ケータリングサービスメニューへの注意喚起(啓発)(手洗いの励行、手指の消毒、会話を控える 等) ・会食を目的とした諸室の利用を制限

(6) 救急対応

運営・対応	具体的対策
急病人等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・急病人等が発生した場合には、救護室に搬送する ・対応する職員は、マスク及び手袋の着用を徹底する ・必要に応じて救急要請するなど適切な対応を行う

(7) 「堺シグナル」への対応

堺市では、「直近1週間の累積感染経路不明者数」に加え、「直近1週間の新規陽性者の年齢構成割合」などのモニタリング指標を見える化し、感染拡大の傾向を市民に発信し、また察知された特徴的な傾向を、状況に応じて示し感染拡大の傾向に応じたより適切な感染予防の行動の呼び掛けを行うこととしている。

フェニーチェ堺では、堺市が発信する市民等への呼びかけに迅速かつ適切に対応し、感染拡大の防止に努めていく。

7. 職員の安全確保対策

以下の項目により、職員の安全確保に努める。

(1) テレワークの実施

公共交通機関など市中での感染を避けるために、テレワークを導入する。

(2) 時差出勤の実施

やむなく公共交通機関など利用しなくてはならない場合でも、貸館利用状況に応じて、勤務形態を多様化するなど時差出勤を推奨し混雑を避ける。

(3) 自転車通勤の促進

公共交通機関など利用せずに出勤する手段として、自転車通勤を促進する。

(4) 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置にするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努めます。

(5) 執務エリアでの事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品等の消毒を定期的に行い必要箇所に手指消毒用消毒液を設置します。

- (6) ユニフォームや作業着はこまめに洗濯します。
- (7) 公演や貸館業務に直接関与しない職員は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えます。

8. 感染が判明した場合の対応

当館において、職員等の新型コロナウイルスの感染、または集団感染クラスタの発生が判明した場合、以下のとおり対応することとする。

(1) 職員に陽性者が出た場合の対応

緊急連絡網により、情報を共有する。

濃厚接触者の自宅待機

陽性者と接触したものは速やかに検査を受け、結果が出るまで自宅待機。検査結果が陰性であることを確認し出勤させる。

消毒作業等

保健所の指導に従いながら、陽性者の施設内の行動範囲を確認し消毒を行う。

体制の確保

濃厚接触者の自宅待機により、職員体制の確保が困難となるが、電話などの問い合わせを対応が可能となる体制を確保する。

なお、職員数が10人(全体数の1/3)を下回ると問い合わせ対応を続けることが困難となり、完全休館とする。

再度開館する場合の判断

職員数が10人以上確保できる状態になった場合、まずは時間を限定しながら問い合わせ対応を再開する。

開館する場合は、職員数を確保と並行し市と十分な協議を経たのちに開館することとする。

報道提供等

施設所管課である文化課と調整し、速やかに下記の内容を公表する。

【例示 主な内容】

※以下の項目のほか状況に応じて調査を実施し公表するものとする。

○感染者について

- ・年代、性別、住所(市区町村まで)
- ・職務内容、来館者等との接触の可能性について

※常駐の委託業者の従業員の場合、原則として委託業者から公表することとするが、当該従事者の職務内容、勤務状況を鑑み、本財団から公表することとする。

○経過・症状

○勤務状況

○濃厚接触者

○実施した対策

○今後の運営について

(2) クラスタが発生した場合（恐れのある場合）の対応

□対応方針

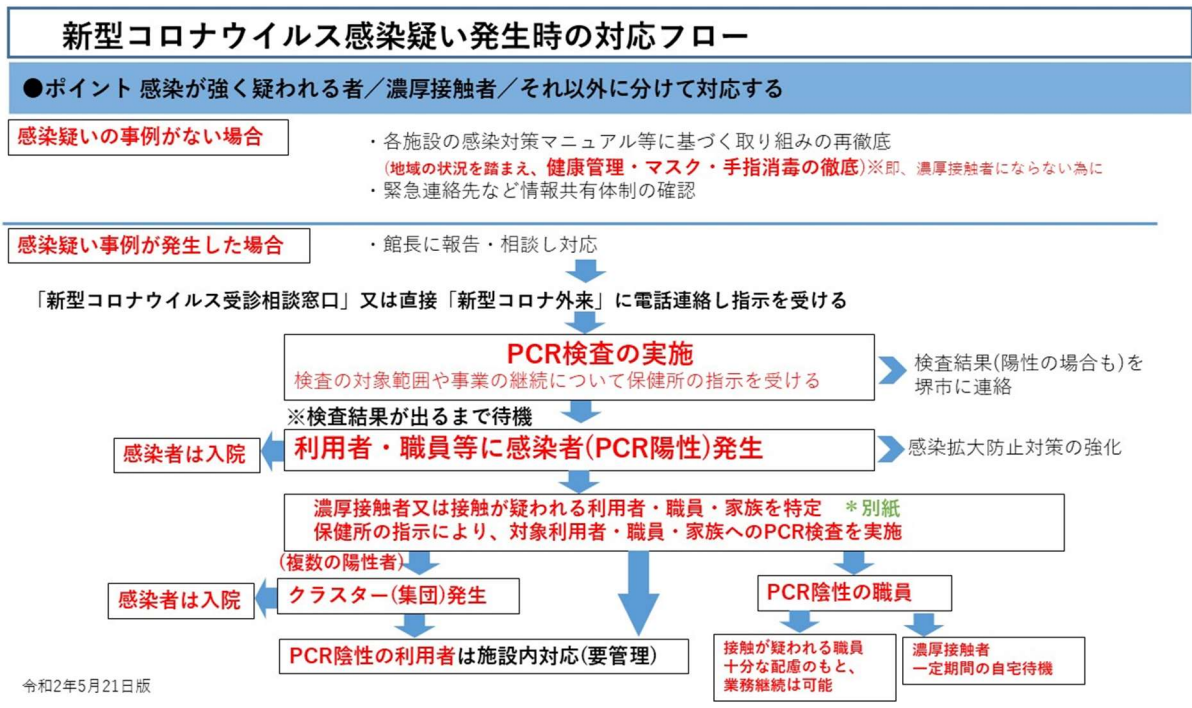
- ・原則として閉館する。
- ・クラスタ発生が疑われる事業の調査・公表
(事業運営及び感染対策の実施状況、濃厚接触者の範囲・人数、陽性者の行動など)
- ・市との連携

□対策

- ・大阪府のクラスタ発生時の対応に従い、把握している名簿等により協力することとする。
- ・従業員等の体調の変化に応じて、適宜、堺市「新型コロナ受診相談センター」(電話 072-228-0239) への相談を行う。

□施設の開閉の判断、市との協議等について

※対応に関しては、以下の「対応フロー」に則って行う。



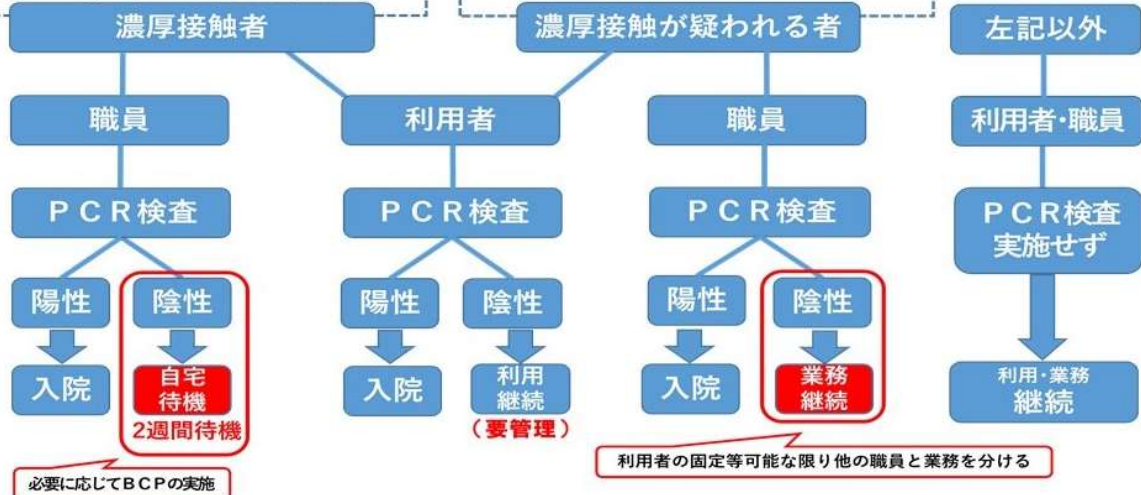
***別紙 濃厚接触者 又は 濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定**

感染者（PCR陽性）が出た際の他の利用者・職員への対応

※家族等の対応については、管理者・医師から「新型コロナウイルス受診相談窓口」（帰国者・接触者電話相談センター）に相談

- ・同室者又は数分間の接触（2m以内）のある者
- ・**感染防護のない**（マスク・手指消毒）者
- ・痰、体液、排泄物等の汚染物質（ティッシュやタオル等）に触れた可能性の高い者

- ・同室者又は数分間の接触（2m以内）のある者
- ・**感染防護のある**（マスク・手指消毒）者



令和2年5月21日版